

現行制度においては、運賃の協議に関して独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じるため、道路運送法が改正されました。令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行う際は、あらかじめ公聴会等により、住民等の意見を聞くとともに、地域公共交通会議とは別に、道路運送法第9条第4項で規定する者を構成員とする明石市運賃協議分科会において協議を行うこととなりました。

このたび、「明石市地域公共交通会議設置要綱」を改正し、運賃・料金に係る協議を行うため、当該公共交通会議の下部組織として、「明石市運賃協議分科会」を新たに設置します。

当該分科会においては、現行の運賃制度に変更はなくても、新しい停留所設置やルートを通る場合等は運賃を届出する必要があることから、令和6年度の運行変更部分に関して運賃協議を行う予定としています。

これまで	改正前
	明石市地域公共交通会議にて協議
構成員<運送法施行規則第9条の3>	
①市町村長又は都道府県知事	
②一般乗合旅客自動車運送事業者	
③バス協会、タクシー協会等	
④住民又は旅客	
⑤地方運輸局長	
⑥労働組合	
⑦道路管理者、都道府県警察、等	



令和5年10月以降	改正後
	公聴会の開催（第9条第5項※） + 新分科会（明石市運賃協議分科会）にて協議（第9条第4項）
構成員 <運送法第9条第4項>	
①市町村又は都道府県	
②一般旅客自動車運送事業者（乗合又は乗用）	
③地方運輸局長	
④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者	
※運送法第9条第5項に定める措置 →市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催 その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。	
□実施方法（一例）	
・公聴会の開催	
・パブリックコメントの募集	
・地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング 等	